概　要　版

第６期基山町障がい福祉計画

第２期基山町障がい児福祉計画

（2021（令和３）年度～2023（令和５）年度）

令 和 ３ 年 ３ 月

基　　山　　町

この計画に関するお問い合わせは

基山町福祉課

〒841-0204
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地
TEL：0942-92-7964／FAX：0942-92-7184

計画策定の趣旨

■計画策定の背景・目的

基山町の障がい者（児）を取り巻く環境の変化、障がい者（児）の現状等を踏まえ、施策の評価に基づき、今後の障害福祉サービスの提供体制の確保、円滑な実施に関する計画を定めることを目的に策定します。

■計画の位置づけ

「第６期基山町障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく「市町村障害福祉計画」です。

「第２期基山町障がい児福祉計画」は、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

計画策定にあたっては、国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」を踏まえて策定を行います。また、佐賀県の「佐賀県障害福祉計画・佐賀県障害児福祉計画」に即し、「第５次基山町総合計画」等との整合性を図りながら策定を行います。

■計画期間

「第６期基山町障がい福祉計画・第２期基山町障がい児福祉計画」は、令和３年度から令和５年度までの３年間を計画期間とします。

計画の基本理念

本計画の基本理念は、「基山町障害者基本計画」の理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方を引き継ぎ、「共生のまち・きやま」の実現を目指し、「基山町障害者基本計画」と共通の理念として以下のように設定します。

≪基本理念≫

障がいの「ある」「なし」に関わらず、すべての町民が
ともに暮らし、ともに支え合う共生のまち・きやま

※「障害」の「害」の表記について

本計画では、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記します。（例：障がい者の雇用、障がい児の育成）

法律・制度の名称、施設・団体名等の固有名詞の場合で、漢字表記が使用されている場合は、「障害」と表記します。（例：身体障害者手帳、障害福祉サービス）

計画の基本的方向

計画の基本理念の実現のために、国の基本指針を踏まえて、次の８つの基本的方向に沿って計画を推進します。

１）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者自身が自分に合った障害福祉サービスを選択し、必要な支援を受けながら、自立と社会参加ができるよう障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

２）基山町が主体となった障がいの種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別によらないサービスの充実を図り、難病患者等に対しても、引き続き必要な情報を提供し、適切な障害福祉サービスが受けられるように努めます。

３）入所等から地域生活への移行・地域生活の継続支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や精神科病院の入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援などの課題に対応できるサービスの提供体制を整え、地域生活支援の拠点づくり、法律や制度に基づかない形でのサービスの提供など、提供体制の整備を進めます。

４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや地域の実情に応じた柔軟なサービス提供の確保、及び日常生活を営むために医療を必要とする障がい児等への保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づいて協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

子育て支援部署との情報共有・連携を図り、就学前（４歳児）からの障がいの早期発見に努め、早期療育につなげます。本人及びその家族に対して、身近な地域で支援を受けられるように、相談支援及び通所支援等の提供体制の充実を図ります。

６）障害福祉人材の確保

専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知や広報等について、関係機関と協力して取り組みます。

７）障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の多様なニーズを踏まえ、就労支援の推進、生涯学習やスポーツ、文化芸術活動等の多様な活動に参加する機会の確保等を通して、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

８）障害福祉全般に関する各種情報の周知

障害福祉全般に関する各種情報の発信及び啓発活動に取り組み、広報体制の充実を目指します。ニーズを把握し、サービス提供体制の確保を図ります。

2023 年度の目標設定値

1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 令和元年度末の施設入所者の６％以上を地域生活へ移行する。
② 令和元年度末の施設入所者数を 1.6%以上削減する。

■目標設定値

項　　目	数　値	備　考
① 地域生活移行者数	１人	※令和元年度末の施設入所者数は 18 人
② 入所者の減少数	１人	

2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの充実

鳥栖・三養基地域では、自立支援協議会において精神障がいにも対応した保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置しています。基山町からも事業所や当事者、家族等の参加を推進し、協議の場の充実を図ります。

3）地域生活支援拠点等の整備

鳥栖・三養基地域では、平成 30 年４月より居住支援のための機能を備えた地域にある様々な事業所・機関が連携し、それぞれが機能を分担する「面的整備型」の支援体制を構築しており、今後も障がい者の生活を支える体制の充実に努めます。

4）福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行者数を、令和元年度の実績の 1.27 倍以上とする。
② 就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数について、令和元年度実績の 1.30 倍以上とする。
③ 就労継続支援Ａ型を利用した一般就労への移行者数について、令和元年度実績の 1.26 倍以上とする。
④ 就労継続支援Ｂ型を利用した一般就労への移行者数について、令和元年度実績の 1.23 倍以上とする。
⑤ 就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用することとする。
⑥ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とする。

■目標設定値

項　　目	数　値
① 令和５年度の年間一般就労移行者数	２人
② 令和５年度の就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数	１人
③ 令和５年度の就労継続支援（Ａ型）を利用した一般就労への移行者数	１人
④ 令和５年度の就労継続支援（Ｂ型）を利用した一般就労への移行者数	２人
⑤ 一般就労へ移行した人が就労定着支援事業を利用した割合	７割
⑥ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が８割以上の事業所の割合	10 割

５）障がい児支援の提供体制の整備等

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、今後も利用促進を図ります。

医療的ケアが必要な障がい児への支援として、鳥栖・三養基地域自立支援協議会では、医療的ケア児支援強化ワーキンググループを設置しており、今後は、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を目指します。

さらに、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて把握に努め、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受け入れ体制の整備に努めます。

６）相談体制の充実・強化等

本町では、窓口等において相談に対応していますが、総合的・専門的な相談については鳥栖・三養基地域の「基幹相談支援センター」と連携し対応にあたっています。また、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導や助言は随時行っており、今後も相談支援事業者等との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

７）障害福祉サービス等の質の向上

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ職員が参加し、サービスの質の向上に努めます。また、障害者自立支援審査支払等による審査結果及び県の指導監査の結果を障害福祉サービス事業所等、関係自治体と共有する体制の構築を図ります。

８）発達障がい者への支援

地域住民への理解啓発、ペアレントトレーニング※1やペアレントプログラム※2等の支援プログラムの開催、ピアサポート活動の支援等を佐賀県と連携し、発達障がい者への支援の充実を図ります。

※１　ペアレントトレーニング：保護者が子どもとのより良い関わり方を学び、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラム

※２　ペアレントプログラム　：子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラム

障害福祉サービス等の見込量と方策

■障害福祉サービス

区分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	① 居宅介護	人	34	36	38
		時間分／月	568	615	653
	② 重度訪問介護	人	1	1	1
		時間分／月	2	2	2
	③ 同行援護	人	2	2	2
		時間分／月	16	16	16
	④ 行動援護	人	3	3	3
		時間分／月	15	15	15
	⑤ 重度障害者等包括支援※	人	0	0	0
		時間分／月	0	0	0
日中活動系サービス	① 生活介護	人	32	32	33
		人日／月	587	608	627
	② 自立訓練（機能訓練）	人	1	1	1
		人日／月	22	22	22
	③ 自立訓練（生活訓練）	人	3	3	3
		人日／月	32	33	35
	④ 宿泊型自立訓練	人	2	2	2
		人日／月	50	50	50
	⑤ 就労移行支援	人	11	11	12
		人日／月	98	99	108
	⑥ 就労継続支援（A 型）	人	26	29	32
		人日／月	338	377	416
	⑦ 就労継続支援（B 型）	人	72	76	80
		人日／月	1,152	1,216	1,280
	⑧ 就労定着支援	人／月	1	1	1
	⑨ 療養介護	人／月	6	6	6
	⑩ 短期入所（福祉型）	人	2	6	6
		人日／月	4	12	12
	⑪ 短期入所（医療型）	人	3	5	5
		人日／月	3	10	10
居住系サービス	① 自立生活援助※	人／月	0	0	0
	② 共同生活援助（グループホーム）	人／月	38	43	48
	③ 施設入所支援	人／月	18	18	17
相談支援	① 計画相談支援	人	144	152	161
	② 地域移行支援	人	1	1	1
	③ 地域定着支援	人	2	2	2

※重度障害者等包括支援及び自立生活援助は、社会資源がないため見込みが「0」となっています。

■障害児福祉サービス

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 児童発達支援（重心児含む）	人	31	32	33
	人日／月	209	233	259
② 医療型児童発達支援※	人	0	0	0
	人日／月	0	0	0
③ 放課後等デイサービス	人	53	54	55
	人日／月	583	594	605
④ 保育所等訪問支援	人	5	6	6
	人日／月	5	6	6
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	人	1	1	1
	人日／月	5	5	5
⑥ 障害児相談支援	人	79	82	85

※医療型児童発達支援は、社会資源がないため見込みが「０」となっています。

■障害福祉サービス・障害児福祉サービスの今後の方策

- 利用実績の少ないサービスは、利用することが可能な人が利用していない場合もあるので、周知徹底を図りながら、ニーズに応じたサービスの確保に努めます。
- 日中活動系サービスは、事業所との連携を強化し、より一層サービス提供体制の充実を図ります。今後も利用者の増加が見込まれる就労移行支援、就労継続支援（Ｂ型）については、事業所の新規参入及び既存事業所の拡充を支援し、サービスの確保を図ります。
- 共同生活援助（グループホーム）については、充実・整備を推進し、施設入所者、退院可能な精神障がい者等が安心して地域生活へ移行できるよう、生活の場の確保に努めます。
- 相談支援は、様々な機会を通じて情報提供を行い、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実・整備に努めます。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスについては、今後も利用者の増加が見込まれることから、サービス提供体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化を図り、必要な支援を実施していきます。

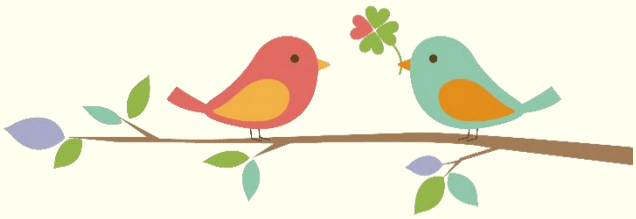

■地域生活支援事業

区分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 相談支援事業	相談支援事業所設置数	か所	1	1	1
② 意思疎通支援事業	手話通訳者派遣回数	回／年	45	45	45
	要約筆記奉仕員派遣回数	回／年	1	1	1
③ 日常生活用具給付事業	介護･訓練支援用具	件／年	5	5	5
	自立生活支援用具	件／年	5	5	5
	在宅療養等支援用具	件／年	4	4	4
	情報･意思疎通支援用具	件／年	6	6	6
	排泄管理支援用具	件／年	106	112	118
	住宅改修費	件／年	1	1	1
④ 移動支援事業	支給決定者数	人／年	13	14	15
	延べ利用者数	人／年	20	22	24
⑤ 地域活動支援センター事業	地域活動支援センター利用者数	人日／月	1	1	1
⑥ 日中一時支援事業	支給決定者数	人／年	16	17	18
	延べ利用者数	人／年	50	53	56
⑦ 手話奉仕員養成研修事業	奉仕員養成研修参加者数	人／年	20	20	20
	手話通訳奉仕員登録者数	人／年	13	13	13

■地域生活支援事業の今後の方策

- 日常生活用具給付事業は、利用者のニーズを把握し、障がいの特性に応じた適切な給付に努めます。また、広報紙やホームページを活用し、情報提供の充実を図ります。
- 移動支援事業は、障がい者（児）の外出時に必要な個々のニーズに対応し、福祉サービス事業者との連携を図りながら、引き続き安定したサービスの提供に努めます。
- 日中一時支援事業は、障がいの特性や状況に合わせた日中に活動できる場を提供するとともに、家族の介護の軽減を支援します。

計画の推進方針

■関係機関との連携

庁内の関係各部門、相談支援事業者、サービス事業者、障がい者（児）、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員児童委員等との連携を図り、さらに近隣市町とも連携を図りサービス提供体制の確保に努めます。

■計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、福祉課が事務局となり、計画の立案（Ｐｌａｎ）と実践（Ｄｏ）に加え、計画策定後は毎年度評価（Ｃｈｅｃｋ）し、必要に応じて各種施策の見直し、改善（Ａｃｔ）ができるように、循環型のマネジメントサイクル（ＰＤＣＡサイクル）を実施します。